

# 令和4年度 大規模事業の実施状況の確認

資料4

## ■ 基本事項

事業名	クリーンセンター更新整備・運転管理事業	担当部署	環境経済部 資源循環推進課
-----	---------------------	------	---------------

## ■ 事業概要(実施内容)

事業の背景	(施設整備の背景は？実施に至った経緯は？) 旧施設は、昭和52年度に稼働を開始し、平成5年度から平成8年度にかけての大規模改修により処理能力を向上させたが、老朽化の進行に伴い早急な更新整備が必要となった。 このことから、平成24年6月に「草津市立クリーンセンター施設整備基本計画」を策定し、平成27年3月から建設工事に着手し、平成30年3月から施設供用を開始した。
事業の対象	(施設利用者の対象、範囲となる人や物は何なのか？) 草津市内の各家庭や各事業者が排出する一般廃棄物の処理
事業の目的	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか？) 施設整備にあたり「草津市立クリーンセンター施設整備基本計画」を策定し、安全かつ安定した運転が行える施設の整備に加え、二酸化炭素排出量の削減や環境負荷の低減に努めるため、発電などの余熱の有効利用を図るエネルギー回収施設として、循環型社会に寄与する施設を目指した。
事業の内容(取組)	(施設整備後、これまでどのような内容の事業を、どのような手法・やり方で実施してきたのか？) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、クリーンセンターを適切に運営し、廃棄物の適正処理を推進している。 供用開始から、廃棄物の受入や焼却施設およびリサイクル施設の運転管理等については、グリーンパーク草津株式会社に委託している。また、廃棄物の中間処理を行ったものについては、埋立処分や再資源化処理を委託するなどして、適正に処分を行っている。

## ■ 施設整備費の実績額

平成27年度-平成29年度	施設整備費の財源内訳					施設整備の内訳・詳細
事業費(千円)	合計	国県	市債	その他	一般財源	
決算額	10,868,904	3,872,695	6,178,200	799,000	19,009	工事費:10,795,680千円 監理費:41,904千円 その他:31,320千円

## ■ 施設整備後の予算・決算状況(維持管理費、イベント開催費等の全体事業費)

事業費(千円)	令和4年度当初予算の状況					令和3年度決算額の状況・実績				
	合計	国県	市債	その他	一般財源	合計	国県	市債	その他	一般財源
決算・予算額	701,716	0	0	414,225	287,491	684,718	0	0	421,090	263,628
内訳・詳細	クリーンセンター管理運営費 701,716千円 <内訳> クリーンセンター運転管理等業務 594,845千円 焼却灰処分など主要委託費 74,300千円 その他 32,571千円					クリーンセンター管理運営費 684,718千円 <内訳> クリーンセンター運転管理等業務 595,110千円 焼却灰処分など主要委託費 71,139千円 その他 18,469千円				

■ 事業実施効果および課題、将来展望

事業実施効果	老朽化した旧施設から移転したことにより、安全で安定した運転管理を維持できている。また余熱エネルギーを有効利用して発電を行うことにより、環境負荷の低減と売電による新たな財源確保も図れている。 R3年度実績 ・搬入ごみ量 38,620t (内、焼却処分 32,896t 再資源化量 4,129t) ・発電量 20,315MWh ・売電量 14,509MWh ・売電収入 180,450千円
事業に対する市民や利用者の意見、反応	施設見学者を受け入れており、ごみ処理や資源化の流れを説明することにより、ごみの発生抑制・再利用等の啓発を行っている。令和3年度の一般見学者(団体除く)にアンケートを行った結果、約75%の方が「今後、ごみの減量を心掛けたい」と回答されており、施設見学による一定の啓発効果があったものと考えている。 R3年度実績 ・見学者数 70団体 延べ2,362人
第6次草津市総合計画の実現に向けた今後の課題、将来展望	今後の人口増加およびごみ量の推計を見据えつつ、処理施設への負荷を抑えるためにも、更なるごみの減量が必要である。

■ 評価 (次の4段階により評価:「4」よく当てはまる。「3」おおよそ当てはまる。「2」あまり当てはまらない。「1」ほとんど当てはまらない。「-」評価が困難。)

	所管部署	委員会	項目	【所管部署記入】評価の理由・評価に関する説明
必要性	4		市民ニーズが高い	・当施設は市民の生活に必要不可欠であり、類似する事業もない。
	4		市の他の政策よりも優先的に実施すべきである	
	4		対象および内容が類似する事業がない	
妥当性	4		法令により実施することが義務付けられている	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村がその区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることを責務としている。 ・第6次草津市総合計画第1期基本計画において、「資源循環型社会の構築」を進めるための主要事業の一つに位置づけている。
	4		法令に定められた市の責務を具現化して実施する事業である	
	4		上位計画に明確に事業が位置づけられている	
	4		国・県・民間の類似サービスと重複していない	
	4		市民の基本的生活の維持・確保に必要な事業である	
効率性	4		他の手法に比べて効率のよい事業手法である	・整備費用については、国からの補助金を活用し整備を行ったため、市の財政負担の軽減を図ることができた。
	4		コスト削減の余地はない	
	4		受益者一人当たりのコストは適正である	
	4		受益者負担の割合に問題はない	
持続可能性	4		事業を継続することで、さらなる効果が見込まれる	・平成30年3月の共用開始以降、安定した運転を行っており、今後も継続していく必要がある。 ・令和4年4月の資源循環促進法の施行に伴い、プラの一括回収への動きがあり、さらなる環境負荷の低減が見込まれる。
	4		所期の目的を達成しておらず、引き続き実施する必要がある	
	4		社会状況の変化に対応した事業内容である	
成果	4		事業目的を達成できている	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める責務を全うするうえで、必要な投資であった。 ・一般廃棄物の適正な処分できる施設を整備し、安定した運転管理を継続できている。
	4		受益者の評価が得られている	
	4		費用対効果が大きい	
	4		事業への投資が適切であった	

草津市行政経営改革推進委員会からの総括評価